



® 平成31年 4 月 24 日 (水)

No. 14919 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

－第15回－ カンボジア (上) …………… (1)

☆知的財産研修会〈緊急開催〉(中国知財セミナー) (11)

アセアン諸国の知的財産制度

－第15回－ カンボジア (上)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

アセアン諸国では、日本からの貿易・投資の拡大が見込まれ、今後とも高い経済成長が予測されている。このような状況に対して、アセアン諸国では、知的財産制度を整備して先進的な取り組みを行っている国が存在する一方で、知的財産制度の整備が初期段階の国も存在している。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、

複数回に分けて紹介するものである。今回は、カンボジアの知的財産制度のうち、特許制度、実用新案制度、意匠制度を中心に解説する。

2. 総論

カンボジアでは、1990年代後半から、知的財産分野の行政組織や委員会などが設置され、知的財産法の整備に向けた議論が急速に進展した。こうして、



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテックイノベーション株式会社

お問合せ先 IP事業本部 西田 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980
E-mail ttdc-ip@ml.toyota-td.jp

2002年2月7日に「商標、商号及び不正競争行為に関する法律」が施行され、2003年1月22日に「特許、実用新案及び意匠に関する法律」が施行され、2003年3月5日に「著作権及び著作隣接権に関する法律」が施行された。その後、それぞれの法律の施行規則が関係省庁により制定された。なお、カンボジアでは、商標法は商業省、特許法は鉱工業エネルギー省、著作権法は文化芸術省が管轄している。

知的財産条約については、1995年にWIPO設立条約に加盟し、1998年にパリ条約に加盟し、2004年にWTO・TRIPS協定に加盟した。また、2015年にマドリッド協定議定書に加盟し、2016年にPCT条約とハーグ協定（ジュネーブ改正協定）に加盟した。

著作権については、ベルヌ条約には加盟していないが、1953年より万国著作権条約に加盟している。実演家等保護条約（ローマ条約）、レコード保護条約、著作権に関するWIPO条約（WCT）、実演及びレコードに関するWIPO条約（WPPT）には加盟していない。

なお、カンボジア工業手工芸省（MIH）は、2017年から2018年にかけて、日本国特許庁（JPO）、欧州特許庁（EPO）及び中国国家知識産権局（CNIPA）と特許の認証に関する覚書に署名しており、各国特許に基づいてカンボジア特許の取得が可能となっている。

3. 特許制度

カンボジアの「特許、実用新案、意匠に関する法律」は、2002年11月28日に採択され、2003年1月22日に施行された。ここでは、この法律に基づいて、カンボジアの特許制度について解説する。（以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、カンボジアの「特許、実用新案、意匠に関する法律」の条文を示す。）

(1) 保護対象

「発明」とは、「発明者の着想であって、技術分野における特定の課題の解決を実際に可能にするもの」（3条）と定義され、「発明は、物若しくは方法であること又は物若しくは方法に関係することができる」（3条）と規定されている。

(2) 特許要件

①産業上の利用可能性

特許を受けるためには、「産業上の利用可能

性」を有することが要件とされており（5条 (iii)）、「発明は、いずれかの種類の産業において製造又は使用することができるときは、産業上利用可能であるものとみなす」（8条）と規定されている。

②新規性

特許を受けるためには、「新規性」を有することが要件とされており（5条 (i)）、「発明は、先行技術により予測されないときは、新規である」（6条第1段落）と規定されている。

また、先行技術については、「発明をクレームする出願の提出前又は該当する場合は優先日前に有形の方式での公表若しくは口頭開示により、使用により、又はその他何らかの方法により、世界の何れかの場所において公衆に対して開示された全ての事項から構成される」と規定されている（6条第2段落）。なお、パリ条約に基づく優先権の主張は認められている（27条～29条）。

<解説>

カンボジアの特許制度には、新規性の要件について、絶対的新規性（世界公知公用、国内外の刊行物）が採用されており、日本と同様である。

③新規性喪失の例外

新規性の要件の適用において、発明の公衆に対する開示は、次のときには考慮されない（6条第3段落）。

- (i) 当該出願の出願日前又は該当する場合は優先日前12月以内に行われたとき、及び
- (ii) それが、出願人若しくはその前権原者によりなされた行為を理由とするか若しくはその結果であったとき、又は出願人若しくはその前権原者に関して第三者によりなされた権利の濫用を理由とするか若しくはその結果であったとき

<解説>

日本では、新規性喪失の例外期間が1年であり（日本国特許法30条）、カンボジアと同様である。

④進歩性

特許を受けるためには、「進歩性」を有することが要件とされており（5条 (ii)）、進歩性の